

令和8年度鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金 募集要項

企画の段階からでも御相談はいつでも受け付けますので、「6 窓口・問合せ先」にお問い合わせください。

1 趣 旨

首都圏における本県の文化・情報の浸透により、鳥取県ゆかりの若者ネットワークの形成を加速化させていくべく、首都圏において鳥取県ならではの文化等の発信に繋がるチャレンジを行う若者が主体となって自ら取り組む様々な活動に対し支援する「若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金」(以下「本補助金」という。)の交付を希望する団体を募集します。

【対象となる団体】

鳥取県内市町村にて満2年以上の居住経験を有する者、または二親等以内の親族が県内に現に居住している者で、首都圏で活動する若者3名以上が中核となって構成されている首都圏に事務所又は活動拠点を有する団体。(法人格の有無を問わない。)

【対象となる事業】 首都圏において若者が主体的に行う次のような活動

- 地域資源や伝統・文化の活用・発信を図る活動
- 若者の新たな交流や人材育成を促進する活動 など

【対象とならない事業】

- 学校の正規の教育課程として行われる活動(学校と地域の企業又は団体等が協働して行う活動を除く。)
- 若者以外の者が中心となって企画・運営する活動
- 単に鳥取県の観光情報や移住に関する情報を各種媒体で広告・発信するのみにとどまる活動
- 営利を主目的とする活動、団体の構成員又は団体が営む事業の利用者の負担等を軽減するなど、主に特定の者に経済的な利益が生ずることとなる活動等(例:スポーツクラブに所属するメンバーが使用する器具を購入する事業、自らが経営する施設の利用料を軽減する事業等)

2 募集期間及び補助対象期間

随時募集(募集期間:令和8年4月1日~令和9年1月31日まで)

※募集期間中は、毎月月末時点で応募を取りまとめて、翌月に検討会(書類審査で事業を選定します)を実施し、選定された事業について交付決定します。

(注) 補助対象期間(※)以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりません。また、同期間内であっても、申請書に記載のない事業は補助対象となりませんので注意してください。補助対象期間内であれば、事前着手(交付決定前の活動)が可能ですが、経費が対象外となる可能性がありますので、申請前に窓口で相談してください。

※「補助対象期間」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備(例:チラシ発注等)から精算終了までの全体を指します。単年度内に複数回催事を実施する事業は、最初に行う催事の準備開始時期を目安に応募してください。

※予算がなくなり次第、募集を終了することがあります。その場合は、東京本部のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/327463.htm>)にてお知らせします。

3 補助金の概要と採択予定件数

対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
若者による新たな取組(試行的な取組を含む)及びこれまでの取組を拡充するもの ※クラウドファンディングを活用して、補助限度額を超える資金を調達して取組を行うことも可能です(任意)。この場合、クラウドファンディング事業者への手数料相当額を補助限度額に加算します。 ※同一年度内に一団体が受けられる補助は1件です。 ※過去に補助を受けた事業は、「これまでの取組を拡充するもの」である場合、補助対象となります	15万円 (+クラウドファンディング事業者への手数料相当額 (上限4万円))	10/10	4件程度

4 補助対象経費と対象団体の要件

(1) 補助対象経費

今回申請する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費を補助対象経費とします。対象外としている経費のほかにも、審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。

ア 対象経費の例

項目	例
報償費(※1)	講師の謝金(団体の構成員に支払う報償費は対象外)
旅費(※1、※2、※3)	講師の旅費、団体の構成員に支払う旅費(19歳から35歳までの構成員のみ対象)

項 目		例
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の印刷費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書等で、経常的な経費(「イ 対象外経費の例」(ア)を参照)と区分が困難なものは対象外)
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料、高速道路料金(利用日時、目的地、目的業務の記録を要する)
	保険料	ボランティア保険料
委託費 (※3、※4)	クラウドファンディング事業者への手数料、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費(団体の構成員に対して委託する場合は、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額について対象)	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのために必要なレンタカー代	
原材料費	食材の購入費(単に配布、販売を行う場合を除く)、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	
備品購入費	イベント等の実施に必要となる1件の金額が5万円以上の物品の購入費	

- ※1 報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。また、備品購入費については限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とします。
- ※2 自家用車等の使用における旅費は、実績報告後の現地調査等の時に、①運行帳簿等の走行距離の記録、及び、②領収書又はガソリン代のレシートにより支出の事実確認をします。
- ※3 団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、実費相当額を、旅費(若者(申請書を提出する年度の末日までに19歳から35歳までの年齢となる者をいいます。)に係る旅費に限る)と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします。

イ 対象外経費の例

- (ア) 経常的な経費(団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。)
- (イ) 食糧費(事業実施に必要不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。)
- (ウ) 人件費(団体の構成員への報酬・給料、アルバイト賃金、共済費、報償費)
- (エ) 団体の構成員に係る旅費(若者に係る旅費を除く。)
- (オ) 工事請負費
- (カ) その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

(2) 対象団体等の要件

- ア 首都圏での鳥取県の文化等情報発信への意欲があり、首都圏に事務所又は活動拠点を有し、申請書を提出する年度の末日までに満19歳から満35歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。(法人格の有無を問わない。)
- イ 次の項目に該当する団体ではないこと。
- (ア) 県の他の補助金、交付金等(間接補助を含む)を補助事業(今回申請する事業)のために受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (イ) 国、他の地方公共団体又は若者が在籍する学校、その他の団体等からの補助金、交付金、助成金等を、補助事業(今回申請する事業)のために本補助金の額を超えて受け入れている、又は受け入れる予定である。
- (ウ) 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている。
- (エ) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある。
- (オ) 団体としての実態のないもの。

(3) 担当者について

「担当者」欄は、県からの連絡・問合せ等の窓口となる方です。平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。申請団体の構成員など、連絡や問合せに対応できる方を記載してください。

(4) その他の留意事項

- ア 補助事業の概要等については、インターネット等で公表します。
- イ 補助団体等に決定した場合は、広報等の際に「若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金」の一環として実施することを積極的にPRしてください。
- ウ 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続きを行い、事業完了後20日以内(3月21日以降に完了した場合は4月10日まで)に県に実績報告書を提出してください。
- エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等の例については、以下を参考としてください。

【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
高齢者の介護、一時預かり等の事業を行う	老人福祉法：老人居宅生活支援事業開始届出等
障がい者の介護、一時預かり等の事業を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：指定(更新)申請等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル(食品や木屑なども含む)等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：(特別)産業廃棄物処理委託契約等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

- オ 県からの要請によりイベント等の開催を中止、延期又は規模縮小等を行った場合に生じた経費(例：広報費、会場のキャンセル料等)は補助対象とする。ただし、その他の自己都合による中止等に係る経費は、申請者の負担とする。

5 応募方法と審査の予定

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第1号(第4条関係))
- ウ 収支予算書(様式第2号(第4条関係))
- エ 構成員名簿(主要な構成員(10名以内)の氏名及び事業において果たす役割に係るもの。) ※様式自由
※生徒・学生は学校名及び学年、社会人は年齢を記載してください。
- オ 団体規約(存在する場合のみ)

(2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県若者視点での首都圏とっとり発カルチャー発信支援事業補助金交付要綱に基づく各様式については、東京本部のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、「6 窓口・問合せ先」の東京本部に御相談ください。

(3) 応募書類の提出方法

募集期間中に申請書に必要事項を記入し、「6 窓口・問合せ先」に提出してください。書類の提出方法は、持参、郵送又はホームページからの電子申請とします。

(4) 審査について

毎月月末時点で応募を取りまとめて、翌月に検討会（書類審査で事業を選定します）を実施し、選定された事業について交付決定します。

ア 実施方法

上記（1）の提出書類による書類審査

イ 審査基準

「地域資源・人材」、「地域への愛着」、「公益性」、「計画の実現性」等の観点に重点を置いて審査します。

6 窓口・問合せ先

○東京本部

住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 10 階

電話 03-5212-9077 / 電子メール tokyo@pref.tottori.lg.jp

とりネット URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/327463.htm>